

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成24監査年度に執行した監査（行政監査:テーマ「重要物品の管理状況等について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年11月15日

奈良県監査委員 廣野隆信

同 岸秀隆

同 神田加津代

同 大國正博

監査の結果

会計管理者は、適正な財産管理と重要物品の確実な管理事務を行うため、以下のことについて留意し、関係機関の適切な指導に努められたい。

ア 備品管理簿と会計管理者への報告について

関係機関に対し、備品管理簿と現物との定期的な照合確認を行うよう、指導を徹底されたい。

また、会計管理者への報告は、備品管理簿の記録内容と一致する必要があることから、重要物品を保有する機関に対し、正確を期するよう指導されたい。

イ 重要物品の管理方法について

物品の管理については、規則等により基本的な事項が定められている。しかし、重要物品については、取得の目的や価格に応じた管理を行うことが望ましいことから、取得価格による管理区分のあり方や効果的な管理方法についての調査・研究を進められたい。

各機関が重要物品を正確に把握するため、組織改編に伴う保管転換や「一式」として管理する重要物品に関する備品管理簿の記載方法などについて、指導されたい。

措置の内容

ア 備品管理簿と会計管理者への報告について

備品管理簿と現物との照合確認等物品管理については、職員を対象として実施する研修会でとりあげ、指導を行ったところ。（H25. 4. 17新任出納員研修、H25. 6. 7会計担当管理職研修、H25. 7. 17会計担当職員研修）

特に重要物品については、会計局通知（H25. 2. 27会計局総務課長・会計課長連名通知）で現物との突合等による確認を徹底するよう周知するとともに、別途通知（H25. 4. 23会計局総務課長通知）で、各部局主管課においても管下の各所属報告内容と備品管理簿等との不一致がないことを確認するよう求めたところ。

イ 重要物品の管理方法について

重要物品の取得価格による管理区分のあり方や効果的な管理方法については、各所属ごとの物品の種類や態様が非常に多岐にわたることから、取得価格による管理区分が適切か否かも含めて、現在検討中の新公会計制度への移行の中で調査・検討を進めてまいりたい。

当該事務処理を解説する会計局通知「年度末・年度当初における会計事務処理の適正化について」等を活用し、指導してまいりたい。